

第 2 号 (平成 2 6 年 6 月 2 7 日)

会 議 録

定 例 会

(再開)

平成26年6月井手町議会（定例会）会議録（第2号）

招集年月日

平成26年6月27日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成26年6月27日午前10時00分 議長 木村武壽

閉会 平成26年6月27日午前11時30分 議長 木村武壽

応招議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	操	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	操	10番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

1番	谷田	利一	5番	古川	昭義
----	----	----	----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	奥山	英高	議会書記	菱本	嘉昭
議会書記	中坊	玲子	議会書記	森田	肇

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見	明男	副町長	中谷	浩三
----	----	----	-----	----	----

教 育 長	松田 定	理事兼総務課長事務取扱	脇本 和弘
理事兼住民福祉課長事務取扱	嶋田 昌弘	理事兼建設課長事務取扱	中村 秀一
理事兼上下水道課長事務取扱	松山 正伸	理事兼同和・人権政策課長事務取扱	西島 楠博
会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長 兼 務	藤林 学	教育次長・山吹ふれあいセンター所長兼 学校教育課長、自然休養村管理センター館長兼務	中島 一也
企 画 財 政 課 長	花木 秀章	税 務 課 長	乾 浩朗
高 齢 福 祉 課 長	寺井 佳孝	保 健 医 療 課 長	小川 淳一
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務	小笠原温美	建 設 課 参 事	畑中 智博
産 業 環 境 課 長	野田 昌司	いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	木村 坂次
社 会 教 育 課 長 ・ 図 書 館 長 兼 務	高江 裕之	学校給食センター所長	藤崎 裕司

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

平成26年6月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第2号〕

平成26年6月27日（金）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第20号 井手町教育委員会いじめ調査委員会設置条例制定の件
- 第3 議案第21号 井手町いじめ再調査委員会設置条例制定の件
- 第4 議案第22号 井手町税条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第5 議案第23号 井手町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第6 議案第24号 町道路線認定及び変更の件
- 第7 議案第30号 財産取得について同意を求める件
- 第8 平成25年度城南土地開発公社（第1回）補正事業計画に関する報告書並びに平成26年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書について
- 第9 発議第6号 集団的自衛権に関する憲法解釈の変更を行わないよう求める意見書
- 第10 議員派遣の件
- 第11 閉会中の継続調査の申し出について

議事の経過

議長（木村武壽） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦労さんでございます。

本日、町長より、議案第30号として、財産取得について同意を求める件が、当日の追加提案として提出されております。また、谷田 操議員より、発議第6号、集団的自衛権に関する憲法解釈の変更を行わないよう求める意見書もあわせて提出されておりますので、皆様のお手元に配付いたしました。なお、日程事項として組み入れておきましたので、よろしく審議願います。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しておりますので、平成26年6月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、谷田利一議員、5番、古川昭義議員を指名します。

次に、日程第2、議案第20号、井手町教育委員会いじめ調査委員会設置条例制定の件を議題とします。

本件に対する委員長の報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 西島寛道総務文教常任委員長。

2番（西島寛道） 2番、西島寛道。

ただいま議題となっております議案第20号、井手町教育委員会いじめ調査委員会設置条例制定の件につきまして、総務文教・産業厚生常任委員会連合審査会及び総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

本議案につきましては、産業厚生常任委員会に付託されました議案第21号、井手町いじめ再調査委員会設置条例制定の件と密接な関係があるため、両委員会による連合審査会を6月25日に、両委員会委員10名全員出席のもと、町長並びに関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に質疑による審査が行われました。終了後、総務文教常任委員会を行い、5名の委員全員出席のもと、討論、採決が行われました。

連合審査会で審議した2議案に関する質疑の中から、主な内容についてご報告申し上げます。

まず、第2条に規定する重大事態に係る報告を受けた場合は諮問するということであるが、どのような問題が重大事態となるのかとの質疑に対して、いじめ防止対策推進法の規定では、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときと定められていますとの答弁がありました。

次に、両条例の組織について重複して委員になることがあるのかとの質疑に対して、調査委員会で調査した事項で不十分であるとか、関係者が納得しないといった状況について再調査することであるので、委員については別の人を人選するべきと考えていますとの答弁がありました。

次に、現状でこの委員会に付託するような案件があるのかとの質疑に対し、重大事態の案件は近年振り返ってもありませんとの答弁がありました。

次に、条例第6条第3項で、委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決するとあるが何を決するのかとの質疑に対し、重大事態に対する事実確認を行い、結果をとりまとめ報告を行いますが、その報告の中身について問題ないか決することになりますとの答弁がありました。

次に、いじめ調査は本町でも行っているのかとの質疑に対して、本町でも実施しています、平成25年度調査については、文部科学省の基準により、児童生徒に対するアンケート、聞き取り、保護者への意見聴取、日常の観察を総合し、1段階から3段階に分類し集計しています。

1段階は児童生徒が嫌な思いをしたものを軽微なものを含め幅広く拾い上げたもの、2段階は教職員が継続的に経過観察をする必要があると認めたもの、3段階は重大事態に至るおそれがあるものに分けて集計しています。本町については、1段階は、小学校176件、中学校16件、2段階は、小学校1件、中学校3件、3段階は小中学校ともにありませんとの答弁がありました。

次に、再調査委員会を設置する場合の説明をとの質疑に対して、報告に係る重大事態への対処、または重大事態と同種の発生の防止のために必要があると認めた場合、再調査委員会を立ち上げ、調査を行うとされていますとの答弁がありました。

そのほかといたしまして、いじめ防止対策推進法の概要、委員の選任や調

査結果の取り扱いなど、条例の全般にわたる質疑が熱心に行われました。

次に、討論についてご報告申し上げます。

この条例については、法律に基づいて設置するということで賛成するわけですが、委員の人選や運営について、特に公平、公正、利害関係における中立性、他機関からの独立性、透明性ということについて、必ずどこからも疑問が持たれることがないような特段の配慮を行っていただきたいということ都希望しまして、賛成の討論としますとの討論がありました。

次に、採決を行いました結果、議案第20号、井手町教育委員会いじめ調査委員会設置条例制定の件は、全会一致で原案のとおり可決するべきものと決しましたので、ここにご報告いたします。

議長（木村武壽）　これで委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第20号、井手町教育委員会いじめ調査委員会設置条例制定の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽）　挙手全員です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第21号、井手町いじめ再調査委員会設置条例制定の件を議題とします。

本件に対する委員長の報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽）　岡田久雄産業厚生常任委員長。

3番（岡田久雄）　3番、岡田久雄。

ただいま議題となっております議案第21号、井手町いじめ再調査委員会

設置条例制定の件につきまして、総務文教・産業厚生常任委員会連合審査会及び産業厚生常任委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

本議案につきましては、総務文教常任委員会に付託されました議案第20号、井手町教育委員会いじめ調査委員会設置条例制定の件と密接な関係があるため、両委員会による連合審査会を6月25日に、両委員会委員10名全員出席のもと、町長並びに関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に質疑による審査が行われました。

終了後、産業厚生常任委員会を行い、5名の委員全員出席のもと、討論、採決が行われました。その質疑の内容につきましては、先ほど総務文教常任委員会委員長が申し上げましたとおりであります。

次に、討論はなく、採決を行いました結果、議案第21号、井手町いじめ再調査委員会設置条例制定の件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ここにご報告いたします。

以上です。

議長（木村武壽）　これで委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第21号、井手町いじめ再調査委員会設置条例制定の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽）　挙手全員です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第22号、井手町税条例等の一部を改正する条例制

定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 乾税務課長。

税務課長(乾 浩朗)

(議案第22号を朗読説明)

議長(木村武壽) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 内容に入る前に確認ですけれども、4ページの附則の第5条のところに表があるんですけれども、その2段目のところで、第81条の右欄ですけれども、井手町税条例の一部を改正する条例、括弧して、26年で、町税条例第何号というところが空欄になってるのは、これはきょう可決をしたとしたら、この号数を入れるということで空欄にしてあるのかという確認が一つ。

中身についてですけれども、ページ数で言いまして6ページですが、法人住民税のその法人税割の税率を100分の14.7から100分の12.1というふうに下げるわけですけれども、これは国が定めた制限税率いっぱい、これまで井手町では規定してたし、今後のその12.1という制限税率いっぱいだと思うんですけれども、この法人税割を納めておられる会社というのが、井手町で一体何社ぐらいあるのかと。

それと、これでももちろん減収になるわけですね。その分の代替財源というのを国はどういうふうに考えているのかということをお尋ねします。

2点目に、軽自動車税の問題ですが、ページ数で8ページから9ページにかけて、この軽自動車というのは、本町のような地方においては貴重な住民の足として、常用にも農作業等にも営業用等にも広く使われております。特に本町なんかは町内の道が狭いですので、軽自動車の方が走りやすいということもありますし、自動車税も負担が大きいですから、軽の方が安いということで利用されてる方が多いと思うんですけれども、その第81条の1号から3号まで、それぞれア、イ、ウ、エというような種別を分けて書いてあるわ

けですけども、大体何台ぐらい井手町の中で登録されているのか。お金、税金を納めてもらってる額ですね、額というか、台数ですね。額は結構です、台数がどのぐらいあるのかということと、それと、これの施行ですけど、先ほどの附則の中で、交付の日から施行だけですけども、軽自動車に関するものについては移行措置があるということで、実際いつからどのような形で税金が上がるのかということをお尋ねします。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 乾税務課長。

税務課長(乾 浩朗) ただいまのご質問にお答えいたします。

4ページの第5条の表の中に、平成26年井手町条例第、空欄、号になっておりますけども、これにつきましては、今回この条例が制定されましたら、その条例番号が入るというものでありまして、今回の条例改正のものということでご理解をいただけたらと思います。

それと、6ページの法人税割の関係でございまして、法人税割の納めている法人の数かと思っておりますけども、今、平成25年ベースでカウントしたところ、約60社ございます。この法人税割の率が2.6%下がるわけなんですけども、これの減収の見込みでありますけども、平成26年10月1日以後に開始される法人が対象となりますので、27年度につきましては、解散する法人等とか、平成27年3月末日までに申告義務が生じる法人のみが対象ということになりますので、ほとんど、26年度につきましては減収の見込みがないものと思っております。ちなみに27年度につきましては、法人税割分の減収の見込みとして、約500万の減収が出るのではないかと見込んでいるところであります。

それと、今回法人税割の税率が下がることによって、国の財源の措置はということでありまして、今回この法改正によりまして都道府県の分と市町村の分ということで税率が下がります。都道府県分で1.8%、市町村分で2.6%が下がって、合計4.4%下がるわけなんですけども、その4.4%の下がるものを、地方法人税というものがこのたび制定されまして、国の方でその減収分の4.4%を徴収されまして、それが地方交付税の方に財源として交付されるようになるという制度ができたということに伴う、今回、その減収分につきましては交付税の方で対応ということになる制度でござい

ます。

続きまして、軽自動車税の関係でございます。台数ですけども、これはトータルでよろしいのでしょうか、それぞれの台数。全てのトータルの台数で申しますと、平成26年度ベースで言いますと3,942台というのが課税してる台数であります。

それぞれの施行につきましてですが、平成27年度からにつきましては、いわゆる原付二輪と言われる三輪以上の軽自動車以外の車両につきましては、平成27年度から反映することになります。三輪以上の軽自動車につきましては、平成27年4月1日新規登録分から新税率という形になりますので、厳密的には27年4月1日登録の分は新税率になるんですけど、ほぼそれは影響としては見込んでないところであります。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 法人税割のその代替財源は、国が地方法人税という国税を新しくつくって、それが地方交付税の方の財源になるというような説明だったんですけども、わざわざ何でそういうことをしなあかんのかということ、国はどう説明しているんですか。

それと、軽自動車税の問題で、四輪の方は新規登録の車からなんだということで、現状維持されてる、今持っておられる軽自動車については、27年から上がりますよということにはなりませんということはかなり報道されていて、広く知られていると思うんです。ところが、原付の方はそうじゃないわけですね。今、3,942台と言われたもののうち、自動車と原付等でどのぐらいの比率なのかということは、また後で調べて教えていただきたいと、今すぐわからなければそれで結構なんですけれども、例えば、小型特殊自動車、農耕作業用のものとかいうと、トラクターとか、そういうものもありますよね。そんなものについては、27年からぼんと上がるわけですね。新しいものを買わなくても、今乗ってはるトラクターが27年からは上がるということになるわけでしょう。そういうことについては、住民の方は、そういうものも新しい買ったものからしか税金が上がらへんの違うかというふうにお感じになってる方が多いんじゃないかなと思うんですけども、そういう

周知等についても、どういうふうを考えてはるかということをお尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 汐見町長。

町長(汐見明男) 代替財源の関係だけについて、私の方からお答えします。

今度、消費税の引き上げがあり、地方には地方消費税と交付税財源になる消費税、これがあります。地方消費税が入ることによって、地方間の格差がより拡大する、例えば東京都あたりでありますと、不交付団体、それが地方消費税だけがごっそり入ってくるということになります。交付団体はもちろん、地方消費税は入に、収入枠に入りますので相殺されますけれども、不交付団体はそうです。したがって余計格差が生じる。

本来、地方の財源を交付税にすることには、いろいろ抵抗が確かにあったわけですが、この地方間の格差をなくすということを優先して、今の財源を国に一回納めて、それを交付税財源として分配をして、地方間の格差を少しでも解消していくと、こういう目的で、今回こういう措置をとられたということです。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 乾税務課長。

税務課長(乾 浩朗) 私の方から、27年度から軽自動車税の税率の改正があるということに対します住民の周知の方法ですが、広報等によりまして事前周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 反対の立場で討論をします。

ただいまご説明のあったこの町税条例の主な中身は、軽自動車の自動車税の増税ということと、今町長からも説明のあった法人税割の法人住民税の部分で、地方法人税というのが国税で創設されるというようなことがあると思

うんですけれども、まず自動車税の問題で言いますと、軽自動車は、先ほども質問の中で言いましたが、本町にとりましては非常に重要な住民の足である。しかも、所得低迷が続いている昨今にあつて、普通自動車はなかなか手が出ない、税金も安い価格も安い軽自動車でというようなことで、所有がふえていると思われまふ。特に、高齢者の方や女性が軽自動車の愛用者ではないかなとお見かけしているわけです。

さらに、原付バイクですけれども、原付バイクも高齢の方などが、なかなか足が痛くて歩きにくくなつたと、でもバイクに乗れば遠い距離でも行けると、生活範囲を広げるために広く活用されていると思うんです。そういうところを増税すると。かわりに何が減るのかと言いますと、これは自動車業界の要望に応じて、自動車の取得税が今回減税になり、さらに消費税が10%になれば廃止をするという約束がされているわけですね。庶民にとっては、消費税増税に加えて、さらに軽自動車税の増税という二重の負担が押しつけられるものとなつており、反対です。

また、地方税の一部を国税として交付税の原資とするということですが、これは、自治体間の税収格差の是正というのは、もともと国の財源である地方交付税の財源をしっかりと保証するということと、財政調整機能を強化するということが賄うべきというのが本質なわけなんです。こういうことをやりますと、消費税をふやせば、また地方の方に交付税を使って還元をするというような道につながりかねない、安易に消費税の増税に地方が頼るといふようなことにつながりかねないということから、反対をいたします。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで討論を終わります。

これより、議案第22号、井手町税条例等の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

議案第22号は、原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手多数です。よつて、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第23号、井手町非常勤消防団員に係る退職報償金

の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘)

(議案第23号を朗読説明)

議長(木村武壽) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 消防団員の退職年齢についてお尋ねをします。消防団のいろいろな出動手当とか交付税の単価を下回っているような現状があるということで、引き上げるべきだという議論がずっとありますので、退職金についても当然引き上げてもらって当然だと思うんですけども、年齢で退職が決まっていますでしょう。そうしますと、誕生日が退職の日時になるのか、それか、年度末ということで3月31日なのか、それとも4月1日なのか、お尋ねします。

それと、その26年の4月、3月31日なのか、4月1日なのかに退職された方が何人おられるのか、どれだけ支給されて、今回これで改定されると、さらに幾ら支給されることになるのか、お尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 谷田議員のご質問にお答えいたします。

まず、退職報償金の算出につきましては、消防団員として在職している年数ということでございますので、年齢は関係ございません。在職できる年齢はありますけれども、退職報償金は在職年数によって額が決定するというふうなものでございます。

井手町の場合は、4月1日現在をもって退団ということでございます。ですから、4月2日から入団をされて、翌4月1日、年度がそういう年度になっておるということでございます。

今回退団される職員につきましては19名おられまして、お一方について

は5年未満のため、退職報償金の支給は該当ございません。ですから、残りの18名の方が退職報償金の支給対象者ということでございまして、この改正がなければ、総額でしまして、今試算しておるところでは590万程度なんですけれども、この改正によって690万の支給額になるということで、約100万円程度増額になるというふうに考えております。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 今お尋ねしたのは、額のことなんかはわかったんですけど、消防団員というのは何歳まで消防団員として在籍することができるのかという規定はないのかと。在職年数によって退職金が支給されるというのはわかってますけれども、新規に入団されるのは何歳までとか、何歳になったら退団しなアカンとか、それは例えば3月31日、4月1日ですか、4月1日になって何歳になったら退団しましょうとかいう、退団しないといけないという、そういう規定はないのかということです。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） いわゆる在職年数につきましては満45歳でございます。ただ、支部等の事情によりまして、任期もございましてけれども、その方が退団されずに、例えば46でも、支部の方から推薦があつて、残ってほしいという方については残っていただいているという現状はございます。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第23号、井手町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第23号は、原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第24号、町道路線認定及び変更の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中村建設課長。

理事(中村秀一)

(議案第24号を朗読説明)

議長(木村武壽) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第24号、町道路線認定及び変更の件を採決します。

議案第24号は、原案のとおり認定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。したがって、議案第24号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

これより暫時休憩いたします。11時10分よりお願いします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

議長(木村武壽) 休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第7、議案第30号、財産取得について同意を求める件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘）

（議案第30号を朗読説明）

議長（木村武壽） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 高規格救急自動車という名称ですけれども、その高規格という救急車についての仕様の決まりと言いますか、こういうものを備えているものを高規格と言うんだというような規定があるのかどうか。どのような仕様に今回なっていて、普通の救急車とはどう違うのか。

それと、一般競争入札による契約ですけれども、他の入札された会社名と、その入札金額をお願いします。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 谷田議員のご質問にお答えいたします。

まず、高規格救急自動車ということで、救急車の中に高度管理医療機器等が搭載されて、その機器等が使えるもちろん消防士も配置している前提がございませけれども、そういう機器類を搭載した自動車が高規格救急車というものでございます。

もちろん、その機材につきましては、特別架装と言いまして、高規格用の薬事法による機器を積んだ車でございまして、ただ搬送するものではないということです。そういう機械を搭載したものであるということが大きく高規格救急車というところでございます。

ちなみに、今回の入札の関係でございませけれども、まず一般競争入札でございまして、1社でございます。落札業者でございまして、落札金額が2,425万9,000円、落札率にして88.29%でございませ。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9 番（谷田 操） 1 社入札ということですか、一般競争ですのになかなか競争にならないというのはどういう事情によるものなのか、1 社しか入札がなくて、公平性、透明性、きちんと確保されているということなのか、発注審査会等で検討されたのかどうか、お尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中村建設課長。

理事（中村秀一） ただいまの谷田議員のご質問にお答えします。

一般競争入札の場合につきましては、公告を出しまして、その公告を業者がご覧になって、参加したいという意思表示をされます。その時点で競争性が出てくるだろうということで、一般競争入札の場合につきましては、1 社でもそれは認めるという形になってます。なお、競争性があるのかという話でございますが、先ほど脇本課長の方から報告しましたが、応札率は 88.29% ということで、競争性は発揮しているというふうに判断をしております。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田利一議員。

1 番（谷田利一） ただいまの説明でわかるんですけども、参考意見として、これの自動車購入ですけども、宇治田原町、京田辺市も同等の規格の購入車を購入されているというように思います。その場合、他町村等の高規格、同じ仕様なのかどうかということと、できれば、わかれば他町村とのどれぐらいの差があるのか、金額にどれぐらいの差があるのかということ、落札の金額ですね、わかればお教えいただきたいんですけども。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 谷田利一議員のご質問にお答えいたします。

まず、宇治田原町の分署の方にも搭載をされて、去年入れられたということは聞いておりますけれども、私どももこの車を発注する際に、井手分署の方で使用していただく消防士の方々の使用の、やっぱり使い方であるとかというのをお勘案しながら、基本的には京田辺市の消防署、北部分署ですね、宇治田原町の分署、井手町の分署も原則は同じものということで導入をする

というふうなことで、そういうふうな配慮はさせていただいております。

ただ、それぞれの消防署分署においてどれぐらいの発注であるかというようなことにつきましては、若干搭載する機械等々、同じものでありますけれども、使えるもの、使えないものがあると聞いておりますので、今現在はちょっと他の救急車についての落札率であるとか、金額であるというのは把握はしておりません。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 先ほど中村建設課長の方から答弁があったんですけども、1社でも透明性は確保されていると考えているということですけど、質問したのは、発注審査会等を開いて、そういう1社しか入札はないけれども、これで行くかというような、そういう検討する機会を持ったのかどうかということを、お答えがなかったので、お願いします。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 発注審査会の会長を私が仰せつかっておりまして、建設課長が、事務局、総務課長等集まりまして、一般競争入札による応札が1社ということで、透明性の確保等担保できるのかという議論をしながら今回実施をしてまいりました。

以上であります。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 賛成の立場で討論します。

非常に高価な財産の取得ですので慎重に、かつ一般競争入札ですので、競争性が高まるようなことを配慮していただかなければならない、1社入札に

については非常に好ましくないと思いますけれども、非常に特殊な計装が必要な機械であり、住民生活には欠くべからざる救急車ですので、賛成をしたいと思います。

議長（木村武壽） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで討論を打ち切ります。

これより、議案第30号、財産取得について同意を求める件についてを採決します。

議案第30号は、同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員であります。よって、議案第30号は同意することに決定しました。

次に、日程第8、平成25年度城南土地開発公社（第1回）補正事業計画に関する報告書並びに平成26年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書についてであります。

なお、本件につきましては、既に城南土地開発公社理事会で承認済みのものであり、井手町もこの公社に加入いたしております関係上、議員の皆様にもご承知願っておきたいと考え、報告事項として日程に組み入れましたので、理事者より説明を受けるにとどめたいと思います。

それでは報告願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章）

（日程第8を朗読説明）

議長（木村武壽） 以上で日程第8を終わります。

次に、日程第9、発議第6号、集団的自衛権に関する憲法解釈の変更を行わないよう求める意見書を議題とします。

発議第6号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 9番、谷田 操です。

集団的自衛権に関する憲法解釈について、ただいま国の方で与党での協議

が進んでおりますけれども、それについての意見書を提案させていただきたいと思います。

さきの戦争では、アジアで2,000万人、国内で310万人もの人々が犠牲となり、本町でも戦没者は261人に上ります。戦後69年をもってしても、今なお戦争体験者や遺族の心の傷は癒えることはありません。

多大な犠牲を払って、戦後の日本は平和国家へと成長しましたが、その支えとなってきたのが平和憲法、特に憲法9条であったことは紛れもありません。平和の大切さを後世に伝える責任と行動が政治に求められています。

今、安倍政権は、これまで歴代内閣が「自衛権はあるが、我が国を防衛するための必要最低限の範囲で行われるもので、集団的自衛権の行使は認められない」、「海外での武力行使は憲法上許されない」としてきた憲法解釈を180度転換し、海外で戦争できる憲法にしようとしており、断じて許されません。

集団的自衛権の行使は自衛というより他国を守るものであり、しかも政府の説明によれば、地理的な概念はなく、我が国周辺にとどまらず、世界中どこでも行使が可能になるというものです。限定的な範囲でと言いながら、具体的な歯どめは示されていません。

このような憲法解釈の変更を一内閣が自由にできるのであれば、憲法は国家権力を縛るという立憲主義の否定となり、国際的な信用を失いかねません。共同通信や朝日新聞の世論調査、6月21、22日に実施されたものでも、集団的自衛権行使容認に反対が半数を超えており、国民の支持もありません。

よって、政府に対し、これまでの政府見解を堅持されて、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更は行わないよう強く求めるという意見書を提出したいと思います。

元自衛隊の幹部職員の方が、解釈によって変更するというようなことは裏口入学以下だというふうに発言されている方もあります。今、自民党、公明党の与党協議が行われていますけれども、公明党の中の議論で、京都出身の国会議員の方が、自分は反対の意見と述べたというようなこともおっしゃっている。ぜひ公明党の皆さんにも、そういう思いを貫いていただきたいなというふうにつけ加えまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（木村武壽）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、発議第6号、集团的自衛権に関する憲法解釈の変更を行わないよう求める意見書を採決します。

発議第6号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手少数です。したがって、発議第6号は否決されました。

次に、日程第10、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村武壽) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

次に、日程第11、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村武壽) 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村武壽) 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉

会することに決定しました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、平成26年6月井手町議会定例会を閉会します。

今期定例会は、6月20日から本日までの8日間という忙しい会期でありましたが、重要な事件を審査していただき、全議案を議了し、閉会の運びとなりました。厚く御礼を申し上げます。

これから酷暑の時期を迎えますが、議員の皆様には御身ご自愛の上、議員活動にご精励いただきますようお願い申し上げます。

また、行政におかれましては、本会期中に開陳されました意見や要望等を町政施行に反映していただけますよう要望し、閉会の挨拶とさせていただきます。

大変ご苦勞さんでございました。

閉会 午前11時30分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 木 村 武 壽

署名議員 谷 田 利 一

署名議員 古 川 昭 義